右の者に対する覚せい剤取締法違反、毒物及び劇物取締法違反被告事件(平成五年(あ)第一四六号)について、平成五年六月四日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、被告人から異議の申立てがあったが、所論のうち、被告人の旧姓の記載を求める点は、裁判の内容に誤りがあることを理由とするものでないから、不適法であり、その余の点は、理由がないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件申立てを棄却する。

## 平成五年六月一八日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	袁	部	逸		夫
裁判	官	貞	家	克		己
裁判	官	佐	藤	庄	市	郎
裁判	官	可	部	恒		雄
裁判	官	大	野	正		男